

国保税の「これから」を考える シリーズ③ 国民健康保険の財政状況



国保の仕組みは、平成30年度から県と町が共同で運営する仕組み（都道府県化）に移行しました。県内の保険給付を県内全市町村、全被保険者で支え合う仕組みとなり、県内のどこに住んでいても、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられる「保険税水準の統一」に向けた取り組みが進められています。町では国保被保険者の保険税負担の軽減を図るため、町独自の支援策を講じてきましたが、保険税水準の統一の動きにより独自の保険税負担軽減の取り組みはできなくなりました。

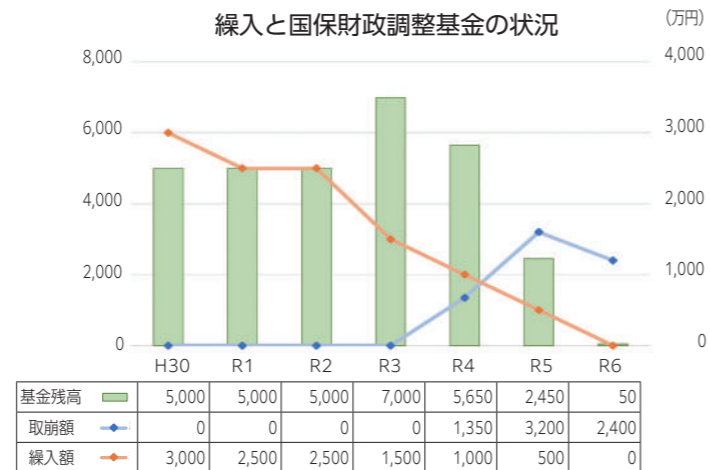
＜町独自の支援策＞

▶保険財政自立対策繰入金の削減

本町では平成21年度から令和5年度まで総額約4億7,700万円（年間3,000万円程度）を政策的に保険財政自立対策繰入金として一般会計から国保会計へ繰り入れ、国保被保険者の保険税負担の軽減を図ってきました。しかし、都道府県化に移行したことで、決算補填目的の繰入が認められなくなり、町では繰入額を段階的に削減してきました。

▶国保財政調整基金の活用

一般会計からの繰入を削減してきたことで、国保会計の財源が不足する状況となりましたが、被保険者の負担を極力増やさないため、国保財政調整基金を取り崩して財源を補填してきました。しかしながら、令和6年度で基金残高が底をつく状況です。

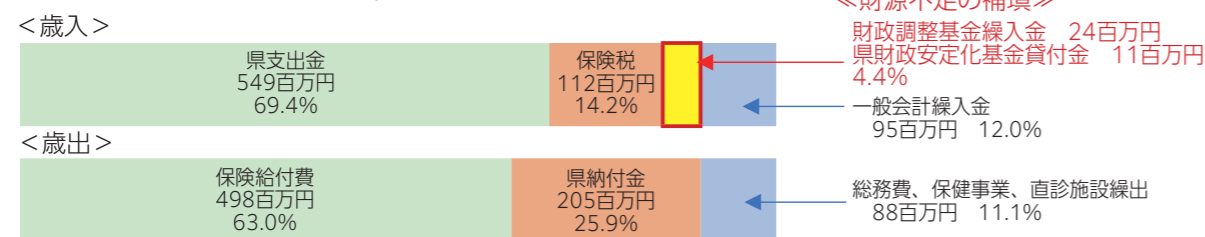


▶令和6年度国保会計の予算状況

令和6年度の歳入歳出予算の総額は7億9,070万円です。歳出に占める割合で最も多いのは、保険給付費の63.0%（498百万円）であり、その全額が県からの交付金（普通交付金）で賄われています。次いで多いのが、県に納める国民健康保険事業費納付金の25.9%（205百万円）です。納付金は、国県などの公費のほかは、収納した保険税を財源として納付します。令和6年度は、歳出予算に対して、財源が不足する状況となり、国保財政調整基金の取り崩し（繰入金）と県からの財政安定化基金貸付金*を充てることとしています。

*財政安定化基金貸付金は1年据置3年間で返済

令和6年度国保会計予算 7億9,070万円



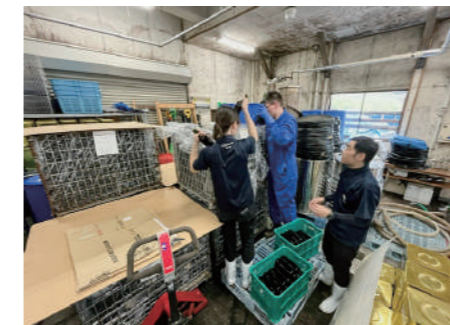
▶保険税の税率改正（令和7年度分から）

国民健康保険事業会計は保険税や交付金などの歳入で賄い運営する独立採算が原則です。現状、財源が不足する状況となっているため、国保財政の健全化に向け、町では令和7年度からの保険料率の見直しについての検討を進めています。

セバスティアン・ミュラーさん Herr Sebastian Müller 葛巻町での体験をドイツで生かしたい

ドイツから来町していたセバスティアン・ミュラーさんは7月14日から8月21日までのインターンシップを終え帰国しました。インターンシップでは再生可能エネルギーの視察や役場で観光パンフレットなどの翻訳作業、ワイン工場とくずまき高原牧場では施設の見学のほかワインの瓶詰めや牛の世話などの作業を体験しました。

そのほかにも葛巻高校を訪問し高校生と交流をしたり、町や県内の歴史的な建物や文化に触れたり、充実したインターンシップとなった様子でした。



セバスティアン・ミュラーさんより

葛巻町では、見学や視察だけでなく、ワイナリーや牧場で働く機会もいただきました。葛巻町の人々がドイツと同じ問題にどのように取り組んでいるのかを実際に見たり聞いたりするのは非常に興味深いものでした。

私は、葛巻町がミルクとワイン、再生可能エネルギーを中心としたまちづくりに取り組んできたことは、農村地域が将来的にも発展し続けるための良い例だと感銘を受けました。

私がこのインターンシップで経験したことをたくさんドイツに持ち帰ります。ドイツでは、葛巻町の取り組みを母国でも実現できるか考えてみたいと思っています。

葛巻町との交流が今後も双方にとって実り豊かな成果を結び、さらに多くの皆様にこの交流が広がり、末永く続くことを願っております。とても貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。



守ろう「農地」 作ろう「地域計画」

農地バンクを活用しよう（農地中間管理事業）

「農地バンク」とは農地を貸したい人と借りたい人をつなぐ制度で「岩手県農業公社」が行っています。

▶農地の出し手（所有者）のメリット

- ・賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。
- ・貸付期間は更新でき、満了後は返却されます。
- ・要件を満たせば、固定資産税が減免されます。

▶農地の受け手（耕作者）のメリット

- ・まとまった農地を長期間、安定的に借り受けできます。
- ・多くの出し手との契約でも、賃借料の支払い手続きは農地バンクが行うので事務が軽減されます。
- ・さまざまな補助事業において、農地バンクの活用実績が必須要件とされていたり、優先的な採択や補助金額が加算される仕組みになっています。

農用地利用集積計画に基づく利用権設定が廃止されます

法律の改正により、農用地利用集積計画に基づく利用権設定は、令和6年度末をもって廃止されます。以降は、農地法第3条の許可や農地中間管理事業による貸借の活用をお願いします。

★賃借期間は原則10年以上ですが、個別の状況により短い期間でも賃借できます。

★手数料は、賃貸料の1%となります。

農林環境エネルギー課 ☎65-8984
農業委員会事務局 ☎65-8986